



広報はアプリ「マチイロ」でも読めます

広報 まつだ

松田町公式サイト <http://town.matsuda.kanagawa.jp/>

令和2年
(2020)



●人口 10,659人 ●4,513世帯
(令和2年11月1日現在)

編集・発行 松田町政策推進課
〒258-8585 松田町松田惣領 2037 番地
☎0465-83-1222 ☎0465-83-1229

「美しく」「香り高く」「いやされる」

第10回 寄ロウバイまつりを開催します!

令和3年1月16日(土)～2月7日(日)

開園時間：午前9時～午後4時

会場：寄ロウバイ園(寄・宇津茂地区内)

今年で10回目を迎える寄ロウバイまつりは、昨年度全国から約2万5千人のお客様にお越しいただき、町の一大イベントとして急成長しています。地元の方に植樹していただいた2万本を超えるロウバイの可憐な黄色い花が、冬の澄み切った青空を背景に咲き誇るさまは、松田町民ならば一度は必ず見ていただきたい圧巻の風景です。甘い香りに満ちた園内を歩けば心も身体も癒されます。

ロウバイまつり第2会場(寄自然休養村管理センター前広場)の出店者を募集します。出店条件などの詳細は町公式サイトをご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止や開催期間の短縮の可能性があります



【駐車場】

無料(みやま運動広場)

【入園料】

大人(16歳以上) 1人500円

団体(20人以上) 1人300円

子ども(15歳以下)並びに身体障

害者手帳などをお持ちの方は無料

【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をお願いしています】

①咳や発熱(37.5度以上)などの症状がある方は、ご来園を控えてください。また、そのような症状が見受けられる方は、入園をお断りする場合がございます。

②咳エチケットにご配慮いただき、原則マスクの着用をお願いいたします。

③3密(密集・密接・密閉)回避のため、入場を制限させていただく場合がございます。

☎ 観光経済課 観光推進係 ☎(83)1228

松田わくわくお買い物券

使い忘れにご注意ください

※期間を過ぎた券は「無効」となります



表面右下にある「有効期間」内にご利用ください

券の種類	有効期間
第1弾分	令和2年12月21日まで
第2弾分	令和3年1月5日まで
第3弾分	令和3年2月28日まで

☎ 松田町商工振興会(足柄上商工会内) ☎(83)3211
観光経済課 商工農林係 ☎(83)1228

協働のまちづくりアンケート・町政懇話会にご協力いただきありがとうございました

広報まつだ10月1日号にて挟み込み形式にて行ったアンケートについて、郵送・インターネット回答により全62件ものご意見をいただきました。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

また、10月31日に実施した町政懇話会についても17の方に参加いただき、町政に対してさまざまな視点からご意見・ご提案をいただきました。いただいたご意見などについては、精査したうえで、今後の町政に反映してまいります。

アンケート、町政懇話会の結果概要については本紙8面に掲載しておりますのでご覧ください。



☎ 政策推進課 経営戦略係 ☎(83)1222

町民税・県民税(住民税)の主な改正内容

働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人を応援する観点から、個人所得課税が見直され、令和3年度以後の町民税・県民税に適用されます。

税務課 ☎(83)1224



給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え

特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、所得の種類にかかわらず適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げます。

給与所得と年金所得の両方を有する人は、片方に係る控除のみが減額されます。

基礎控除の見直し

基礎控除は、すべての納税者に対して適用され、一律の金額が所得から控除されてきました。改正では、基礎控除にも適用要件が設定され、控除額が10万円引き上げられます。

合計所得金額が2千4百万円を超えると、控除額が段階的に減額となり、2千5百万円を超えると基礎控除は適用されなくなります。

給与所得控除の見直し

給与所得控除額の基礎控除への振り替えに加え、給与所得控除の上限額が適用される給与などの収入金額が850万円、給与所得控除額の上限額が195万円にそれぞれ引き下げられます。

所得金額調整控除の創設

今回の改正で、給与収入が850万円を超える人は、給与所得控除額の引き下げが10万円を超えます。そこで、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族がいる場合など、介護や子育て世代の負担増を軽減するため、引き下げ額が10万円の範囲に収まるよう給与所得の金額が調整されます。

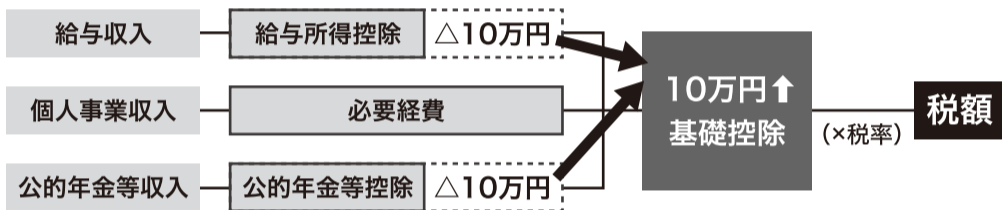
公的年金等控除の見直し

公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。
 ・公的年金等の収入が1千万円を超える場合の控除額は、195万5千円の上限が設けられます。
 ・公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1千万円を超える場合は控除額が引き下げられます。

非課税基準や配偶者、扶養親族等の合計所得金額要件などの見直し

給与所得控除引き下げや基礎控除引き上げに伴い、各種控除を受けるために、同一生計配偶者や扶養親族等の合計所得金額要件も見直されます。

▼給与所得控除等から基礎控除への振り替え



非課税基準、扶養親族等の合計所得金額要件などの見直し

要件など	令和2年度まで	令和3年度以後
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件	38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額要件	38万円超123万円以下	48万円超133万円以下
勤労学生控除の合計所得金額要件	65万円以下	75万円以下
家内労働特例(必要経費の最低保証額)	65万円	55万円
障がい者、未成年、寡婦(令和3年度以後はひとり親を含む)に対する非課税措置の合計所得金額要件	125万円以下	135万円以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額(非課税となる人)	同一生計配偶者および扶養親族がない人	32万円
	同一生計配偶者および扶養親族がある人	32万円×人数(配偶者および扶養親族+1)+19万円
所得割の非課税限度額の総所得金額(均等割のみ課税される人)	同一生計配偶者および扶養親族がない人	35万円
	同一生計配偶者および扶養親族がある人	35万円×人数(配偶者および扶養親族+1)+32万円

未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦(寡夫)控除の見直し

①ひとり親控除の創設

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を同一にする子(前年総所得金額等が48万円以下)を有する単身者(前年の合計所得金額500万円以下)が対象になります。

ひとり親控除額(本人所得500万円以下の場合)

性別	配偶関係	ひとり親控除額	
		令和2年度まで	令和3年度以後
女性	死別・離別	30万円	30万円
	未婚	無	30万円
男性	死別・離別	26万円	30万円
	未婚	無	30万円

②寡婦控除の見直し

ひとり親控除対象以外の寡婦は、引き続き控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(前年の合計所得金額500万円以下)が設定されません。

寡婦控除額(本人所得500万円超の場合)

配偶関係	扶養親族	寡婦控除額	
		令和2年度まで	令和3年度以後
死別	有(子以外)	26万円	無
	無	無	無
離別	有(子以外)	26万円	無

挑戦! まつだマイスター検定

旧松田町と寄村の合併60周年を記念して、寄地区の「虫沢焼酎芋の会」により生産された芋を使って作られた町オリジナル芋焼酎は何でしょうか。

第8回 まつだマイスター検定の受検者募集!

まつだマイスター検定は皆さんが町について知り、郷土愛を深めてもらうために過去7回実施しています。今回はコロナ禍の状況を踏まえ、初のオンライン開催となり、問題の回答まで全てご自宅などで受検可能です。皆さんの参加を心よりお待ちしております。

日時:12月19日(土) 午前11時開始 正午終了
実施方法:ご自宅などで町公式サイトにアクセスし、問題をダウンロードの上、専用フォームにて回答してください。

※ご自宅にインターネットの環境がない方は、問題用紙、回答用紙を郵送します

【申し込み】12月11日(金)までに電話または町公式サイト「お問い合わせ」に必要事項(氏名、メールアドレス、住所、電話番号)、件名に「まつだマイスター検定受検希望」と入力いただき、お問い合わせ内容(必須)に受検方法として「インターネット」または「郵送」のどちらかを入力して送信ください。



政策推進課 経営戦略係 ☎(83)1222

安全防災担当室だより

安全防災担当室 防災防犯係 ☎(84)5540

旧規格の業務用消火器は令和3年12月31日までに交換が必要です

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物(一般の住宅は義務ではありません)で、型式が失効している消火器(旧規格消火器)を継続的に設置できるのは令和3年12月31日までです。令和4年1月1日以降は、旧規格消火器の設置は認められませんのでご注意ください。

適応火災マークが文字で表示されているものや「設計標準使用期限」が記載されていない消火器は、旧規格消火器となります。

旧規格消火器と新規格消火器の適応火災マークによる見分け方



消火器の設計標準使用期限はおおむね10年です

消火器の交換に関する問い合わせは小田原市消防本部 予防課 ☎(49)4427

発熱等診療予約システム

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室 ☎045(210)4791

県は、発熱などの症状のある方が、かかりつけ医での受診ができない場合、その方に代わり診療可能な医療機関の予約を行う「発熱等診療予約センター」を立ち上げました。

これに伴い、新型コロナウイルス感染症の疑いがある方からの相談窓口であった県の「帰国者・接触者相談センター」は終了となりましたが、「感染症専用ダイヤル」の一部相談窓口は24時間体制に変更となりましたので、休日、夜間の急な相談にも対応しています。

発熱等診療予約センター受付窓口
よやくじゅしん ☎0570-048914 (午前9時~午後9時)

新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル
ゼロコロナなし ☎0570-056774 音声案内に従って相談ください

※一部のIP電話など上記番号へつながらない電話はこちらへ ☎045-285-1015



来庁者アンケートへのご協力をお願いします。12月1日(火)~12月28日(月)

町では、町民の皆さまに親しまれ信頼される役場を作るために、今月を「接遇向上強化月間」とし、「松田町職員接遇向上ワーキンググループ」を中心に窓口などにおける接遇の向上に取り組みます。

この一環として、来庁者アンケートを12月1日(火)から12月28日(月)にかけて行います。期間中に町役場へ来庁される方は、ぜひアンケートへの回答にご協力ください(今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ウェブ形式にてアンケートを実施します)。また、アンケート実施期間以外でも、町や職員についてお気付きの点がございましたら、職員までお気軽にお声掛けください。

より良い役場を目指して、日々努めてまいりますので、皆さまの率直な声をぜひお聞かせください。

総務課 庶務係 ☎(83)1221



鼓動(コドウ)

松田町長 本山博幸

2020年(コドウ)の瀬を迎え

コロナ禍であっても松田山のイルミネーションが町民の皆さまの心を癒してくれています。2020年の年の瀬を迎えるにあたり、医療従事者への感謝と皆さまがお元気で過ごしていただけるようにとの想いを込めて実施していますので、松田山から、壮大な足柄平野の夜景をお楽しみください。さて、2020年はコロナが流行し、今なお第3波が押し寄せるなど多方面に影響が続いています。コロナ禍により「自粛」を余儀なくされ、栄養バランスや運動不足によって不健康な方が増えることや、町内での買い物や飲食が減ることによる地域経済の衰退を危惧しています。

以前にもお伝えしましたが、今後はコロナとの共存を念頭に「新しい生活様式」を各自で実践していただく他ありません。コロナを「正しく知る・行動する・恐れる」ことで、自らの命を守ることにつながります。そのために「3密を避ける・咳エチケットの徹底」をお願いします。そうすることで「必要以上の自粛」をすることなく、「新しい生活様式」の中で、住民の皆さまの「笑顔と活力」が戻って来ます。

今年、コロナによって「新しい時代のトビラ」を開くことになりましたが、我々が描いていた未来が少し早く来ただけです。今後、デジタル化によって多くの人が便利になりますが、「顔と顔を合わせた交流」は絶対になくしてはいけません。コロナを教訓に「向こう三軒両なり」の交流に努め、「お互いさま」の友好な関係が町全体に広がり「近所が寄り添う協働の町」になるよう、行政としても皆さまを全力で支援してまいります。今年も1か月余りですが、引き続きこの難局を皆さまと共に乗り越えてまいります所存です。本年もお世話になりました。良いお年をお迎えください。

水道料金の納付書が新しくなります



上下水道料金システムの変更に伴い、令和2年12月から「上下水道料金納入通知書」などの様式が変更になります。

今までの青い封筒形式から圧着したハガキ形式(見本)になりますので、ご注意ください。なお、様式は変わりますが、検針月、口座振替日、上下水道料金についてはこれまでどおり変更はありません。

問 環境上下水道課 上下水道係 ☎(83)1227



多重債務 住宅ローン 教育費 など、お金のやりくりでお悩みの方

～あきらめないで！
借金で悩まない生活を取り戻しましょう～

家計・お金に係る特別相談会

先着4人限定／参加無料／申し込み:12月15日(火)まで

多重債務や住宅ローンなど、お金のやりくりでお困りの方の相談に、弁護士・ファイナンシャルプランナーが、債務整理の方法や、生活再建のためのアドバイスを個別で行います。相談内容など秘密は厳守されますので、一人で悩まずに、まずは専門家に相談してみませんか。

日時: 12月19日(土) 午後1時30分～4時30分
(相談時間は1人1時間)

会場: 南足柄市女性センター
(南足柄市関本 ヴェルミ3・3階)

対象: 南足柄市・足柄上郡5町の在住者(先着4人)
申し込み方法: 12月15日(火)までに、南足柄市市民相談室
(☎(73)8004)へお申し込みください。

【多重債務でお困りの方のための相談窓口】

◆かながわ中央消費生活センター ☎045(312)1881

受付:月曜・木曜の午後1時から6時

◆松田町観光経済課 ☎(83)1228

受付:平日午前8時30分～午後5時15分

◆南足柄市消費生活センター ☎(71)0163

受付:平日午前9時30分～正午、午後1時～4時

【消費生活相談窓口】契約や悪質商法、訪問販売・通信販売などの消費者トラブルについてもご相談ください。

受付時間以外は、
消費者ホットライン ☎(局番なし) **188**(いやや!)

休日・夜間にマイナンバーカードの交付・申請補助などの窓口を開設しています

～前々日までに電話でお申し込みください～ ※予約制でも、状況によりお待ちいただくこともありますので、ご了承ください

【開設日時】

12月11日(金)・15日(火)・21日(月)・24日(木) 午後5時15分～7時
12月27日(日) 午前8時30分～午後0時30分

【取扱業務】マイナンバーカード交付手続き、電子証明書の更新手続き、申請補助(顔写真の撮影や申請書作成の補助)

【予約方法】手続き希望日の前々日(土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)までにお申し込みください。

問 町民課 窓口サービス係 ☎(83)1225

【必要なもの】

■交付手続き

- ・町から送付したはがき「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」(回答書欄に必要事項を記入・押印してください)
- ・個人番号通知カード
- ・本人確認書類(運転免許証・パスポート・在留カードなどのうち1点。これらをお持ちでない方は、「氏名・生年月日」または、「氏名・住所」が記載された書類〔健康保険証・年金手帳・学生証など〕のうち2点)
- ・住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード(お持ちの方のみ)
- ・印鑑(朱肉を使用するもの。認印可)

■電子証明書の更新手続き

※「電子証明書の有効期限通知書」が届いた方

- ・有効期限通知書
- ・マイナンバーカード
- ・カードを交付したときに設定した暗証番号が必要です。



■申請手続きの補助(顔写真の撮影や申請書作成の補助)

- ・本人確認書類(交付手続きと同じ)
- ・個人番号通知カード
- ・印鑑(朱肉を使用するもの。認印可)

○町役場にはマイナポイントの予約・申し込みができるパソコンがあります。

その他、郵便局・コンビニ(マルチコピー機・ATM)・携帯ショップなどでもマイナポイントの予約・申し込みができます。

○マイナンバーカードがあれば、全国のコンビニエンスストアなどのマルチコピー機で、「住民票の写し」と「印鑑登録証明書」が取得でき大変便利です。

システムメンテナンスのため、次の業務を停止しますのでご注意ください。

・マイナポイント予約・申し込み

12月29日(火)午前7時30分～令和3年1月1日(金)午前0時30分

・コンビニ交付(住民票の写し・印鑑登録証明書)

12月29日(火)～令和3年1月3日(日)

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

平日 午前9時30分～午後8時

土・日・祝日 午前9時30分～午後5時30分(年末年始を除く)

「通知カード」「マイナンバーカード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。

公式サイト [マイナンバーカード総合サイト](#) [検索](#)

問 町民課 窓口サービス係 ☎(83)1225

人権について考えてみませんか

問 子育て健康課 子育て支援係 ☎(84)5544

町では人権週間に合わせて町役場2階で下記の展示を行うほか、12月5日(土)には特設人権相談を実施します。この機会に「人権」について考えてみませんか。(8面「学びの広場」にて関連記事)

イベント名	日時・会場	内容
人権メッセージ展	12月4日(金)～10日(木) 平日の午前8時30分～午後5時 (最終日は午後3時まで) 町役場2階 税務課隣	文化、芸術、スポーツなど各界で活躍されている方々からの人権に関するメッセージをパネルにし、町役場2階税務課隣の相談室において展示します。
特設人権相談 (相談無料・秘密厳守)	12月5日(土) 午後1時～3時 (受付は午後2時30分まで) 町民文化センター第二練習室 ※事前予約制(12月3日(木)までに電話)	家庭内や近隣のことで困ったことや、職場や学校でのいじめ、体罰など皆さまの人権に関する相談に、人権擁護委員が応じます。話す気持ちりが軽くなるかもしれません。
特定失踪者パネル展	12月11日(金)～17日(木) 平日の午前8時30分～午後5時 (初日は午前11時より) 町役場2階 税務課隣	北朝鮮による拉致問題を風化させないために、県ゆかりの失踪者に関するパネルを展示します。

■人権週間 12月4日(金)～10日(木)

昭和23年(1948年)12月10日に世界人権宣言が採択されたのを記念し、国際連合はこの日を「人権デー」と定めました。我が国では、この「人権デー」を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を展開し、広く国民に人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

■北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10日(木)～16日(水)

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、法律により「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」が定められました。拉致問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

中丸自治会で地域座談会が開催されました

11月15日(日)に中丸地域集会所において、中丸自治会主催で、中丸自治会と町との個別の地域座談会が開催されました。



自治会が主催しての座談会は初めてで、自治会から要望をいただき、町としても地域の皆さんの思いや個別の課題を直接伺う貴重な機会として実現しました。自治会役員の方を中心に準備が進められ、感染防止対策を徹底した中で開催されました。当日は、15人の自治会員が参加され、「広報まつだなどの配布方法」や「側溝清掃について」、「避難所」や「空地対策」など、地域に密着したことについて、町長と意見交換が行われました。

参加者の大学生からは「若い人たちが町の活動を知る機会がない。情報発信のツールにも工夫が必要ではないか。」とのご意見もいただきました。自治会長が司会・進行をされたこともあり、活発に意見交換が行われ、終了時には、時間が足りなかったとの声もいただきました。



問 政策推進課 経営戦略係 ☎(83)1222

挑戦! まつだマイスター検定

西平畑公園で開催する「松田きらきらフェスタ」は、毎年11月末からクリスマスまで開催した後、年明けのある祝日に併せて点灯します。その祝日は何でしょうか。(答えは4面)

- ①元日
- ②成人の日
- ③建国記念の日
- ④敬老の日

町内医療機関 年末年始の診療案内

問 子育て健康課 健康づくり係 ☎(84)5544

医療機関名	電話	令和2年12月			令和3年1月			
		29日(火)	30日(水)	31日(木)	1日(金)	2日(土)	3日(日)	4日(月)
県立足柄上病院	83-0351	◎	◎	◎	◎	◎	◎	午前○ 午後◎
あしがらクリニック	82-2555	×	×	×	×	×	×	○
安藤眼科医院	83-4545	×	×	×	×	×	×	○
まごころ内科整形外科クリニック	83-1789	○	×	×	×	×	×	○
佐藤内科医院	82-0565	×	×	×	×	×	×	○
田村小児科医院	82-1710	○	×	×	×	×	×	×
にしこうり形成外科・皮ふ科	44-4906	○	×	×	×	×	×	○
山田内科医院	83-0061	×	×	×	×	×	×	○
町国民健康保険診療所(寄診療所)	89-2119	×	×	×	×	×	×	○
足柄上地区休日急患診療所	83-1800	×	○	○	○	○	○	×

休診: × 診療: ○ 急患のみ診療: ◎

アサガオの種を配っています!

松田小学校の1年生が、町民の皆さまに配るためにアサガオの種を採り、小袋に分けてくれました。小分けされた種は町役場や公共施設などで配布していますので、ご自由にお取りください。

ぜひ、皆さまもきれいなアサガオを育ててください。



問 教育課 学校教育係 ☎(83)7023

年末年始急患歯科診療のご案内

- 日 12月29日(火)～令和3年1月3日(日) 午前9時～正午
- 場 足柄歯科医師会 歯科保健センター内 歯科診療室(南足柄市班目1547)
- 持 健康保険証
- 問 足柄歯科医師会 ☎(74)1180

福祉制度をご活用ください

問 福祉課 福祉推進係 ☎(83)1226

障害者週間とは？

国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、12月3日から9日までを障害者週間としてさまざまな取組を行っています。今月号では、現在、町や県などで取り組んでいる事業や補助制度などについて紹介します。

障害者手帳

障害者手帳には身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。

身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。

療育手帳

知的障がいのある方が一貫した療育・援護を受け、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。

※各種手帳の交付には、診断書などによる申請が必要です

問

福祉課 福祉推進係
☎(83)1226

主な医療制度

自立支援医療

自立支援医療には、更生医療・育成医療・精神通院の3種類があります。

身体障がい児者や精神障がい者が所定の医療を受ける場合、一定所得未満の方は医療費の公費負担を受けることができます。自己負担は原則1割ですが、所得水準に応じて負担上限額の設定があります。

重度障害者医療

重度の障がいがある方が医療機関で受診した場合に、保険の適用範囲内でご自身が医療機関の窓口で払うべき医療費(自己負担分)を助成します。ただし、入院の食事療養費は除きます。

問

福祉課 福祉推進係
☎(83)1226

年金や手当など

在宅重度障害者等手当

基準日(毎年8月1日)において、県内に継続して6か月以上居住している在宅の「重度重複障害者等」に支給されます(65歳以上で新たに障がい者となられた方を除く)。

重度重複障害者とはつぎのいずれかに該当される方のことです。

- ・身体障がい・知的障がい・精神障がいのうち、2つ以上重度の障がいがある方
- ・特別障害者手当もしくは障害児福祉手当を受給されている方

※施設や病院に継続して3か月を超えて入所又は入院されている場合は支給対象外です

※所得による制限があります(20歳以上の方は特別障害者手当、20歳未満の方は障害児福祉手当の所得制限額に準じます)

【支給額】年額60000円

問 小田原保健福祉事務所
足柄上センター

☎(83)5111

福祉課 福祉推進係

☎(83)1226

特別障害者手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障害者(20歳以上)に支給されます。ただし、病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院されている場合は、資格喪失されます。また、所得が一定の額を超える場合(表1のとおり)は支給停止の対象となります。

【月額】27350円

支払月…2、5、8、11月

問 小田原保健福祉事務所
足柄上センター

☎(83)5111

障害児福祉手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障害者(20歳未満)に支給されます。ただし、病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院されている場合は、資格喪失されます。また、所得が一定の額を超える場合(表1のとおり)は支給停止の対象となります。

【月額】14880円

支払月…2、5、8、11月

問 小田原保健福祉事務所
足柄上センター

☎(83)5111

有料道路交通運賃の割引

通勤、通学、通院などの日常生活において、有料道路を利用される障がい者に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するため全国の有料道路事業者が统一的に割引措置をしています。

【割引料金】

通常料金の半額

【対象者】

介護者運転(本人同乗時のみ)身体障害者手帳1種保有者、療育手帳A1・A2保有者、本人運転・身体障害者手帳保有者

【申請窓口】

福祉課 福祉推進係

☎(83)1226

NHK受信料の免除

障がいの状況により全額免除、半額免除となる場合があります。詳細はお問い合わせください。

問 福祉課 福祉推進係

☎(83)1226

NHKかながわ西営業所センター
☎046(235)7000

障がい者街角アートギャラリー

障害者週間の周知と障がいを持つ人々への理解を深めるため、12月3日(木)から25日(金)までの間、さがみ信用金庫松田支店で作品展を行います。協力団体は、コスモス学園松田センター、KOMNYすみれの家です。※写真は昨年の様子です



問 町社会福祉協議会 ☎(82)0294

12月3日から9日は障害者週間です 町や県などの

町で行っている事業

●まちなり福祉バス

富士急湘南バス(株)の町内運行区間のバス停で乗降自由の定期券を交付します。

【対象者】

・町内在住の65歳未満で障害者手帳の交付を受けている方

・手帳の交付を受けている方のうち、第1種障害者は介護者1名も対象です(障がい者と一緒にバスを利用する場合のみ使用可能です)

【地域】

富士急湘南バス(株)の町内運行区間のバス停で乗り降り自由です。

※乗降は町内に限ります

【料金】

年間7340円(通常料金22000円の1/3ずつを対象者と町と富士急湘南バス(株)が負担)

【窓口】

販売窓口は富士急湘南バス(株)新松田駅前案内所

問 福祉課 福祉推進係

☎(83)1226



●自動車燃料費助成

在宅重度障害者が自ら運転する場合に、町がその燃料費の一部を助成することで、社会参加を助長し、福祉推進を図るものです。

【対象者】

・松田町内在住で、本人または同居する家族が保有する自家用車を自ら運転される方(福祉タクシー助成を受けていない方)

【助成額】

人工透析を受けている方.. 2000円/月
右記以外の方.. 1500円/月

問 福祉課 福祉推進係

☎(83)1226

●福祉タクシー利用助成

重度の心身障害児者がタクシーを利用する際、町が費用の一部(初乗り運賃分)を助成することで、日常生活の利便性向上と生活圏の拡大を進めるためのものです。

【対象者】

・表2の○に該当する方(施設入所の方や自動車燃料費助成を受けていない方)

【助成枚数】

人工透析を受けている方.. 48枚/年(4枚×12か月)
右記以外の方.. 24枚/年(2枚×12か月)

問 福祉課 福祉推進係

☎(83)1226

(表2)

Table with 6 columns: 障害, 視覚障害, 肢体不自由(下肢・体幹), 内部障害, 知的障害, 精神障害. Rows include 自動車燃料費の助成 and 福祉タクシーの助成.

※自動車燃料費助成と福祉タクシー利用助成はどちらか一つを選択

補装具・日常生活用具の給付

●補装具費支給制度

身体障害者手帳の交付を受けている方が、障がいの部位・等級により、その障がいを補うための補装具の給付や修理が受けられます。

●日常生活用具給付制度

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方、または難病患者の方が、障がいの内容や等級により、在宅で日常生活を容易にする用具の給付が受けられます。

問 福祉課 福祉推進係

☎(83)1226

障害福祉サービス

障がい者の自立を支援するため、必要なサービスを受けることができます。サービスを利用するためには、障害福祉サービス等受給者証の交付を受ける必要があります。

●介護給付

居宅介護、同行援護など

●訓練等給付

自立訓練、自立生活援助、就労移行支援など

●地域生活支援

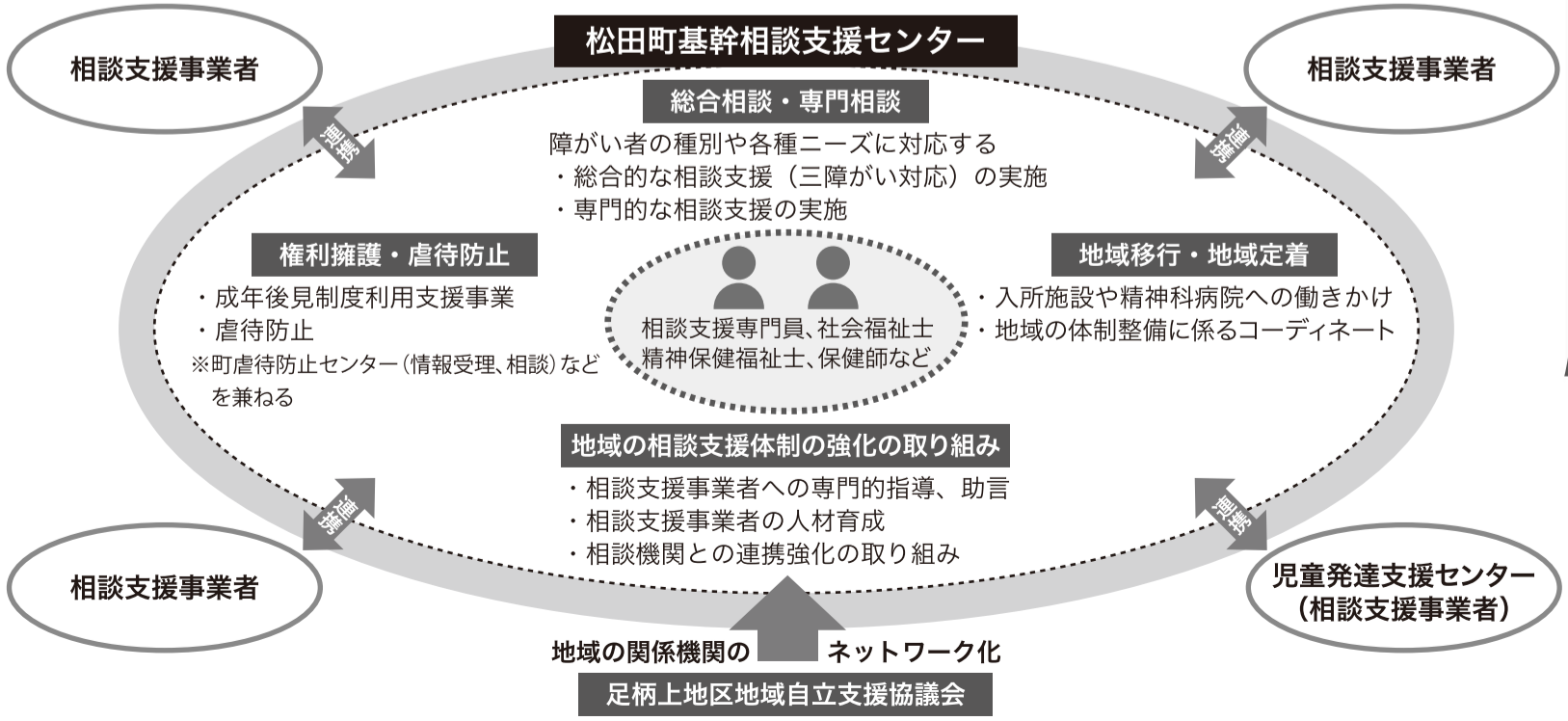
移動支援、日中一時支援 ●障がい児を対象としたサービス 児童発達支援、放課後等デイサービスなど

問 福祉課 福祉推進係

☎(83)1226

基幹相談支援センターの役割

○地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談支援を総合的に行います。また、成年後見制度利用支援事業など、地域の実情に応じて以下のような業務を行います。



～新しい生活様式で笑顔あふれる幸せのまちを目指して～

『協働のまちづくり』アンケート 結果報告

数字と記載内容で見る " 町民の皆さまの声 "



ご意見・ご協力
ありがとうございました!



「協働のまちづくり」を推進するため、町民の皆さまから直接ご意見・ご提案をいただく貴重な場として開催していた「町長と語ろう！まちづくり座談会」について、今年度はコロナ禍の状況を踏まえ、アンケート調査にて実施しました。

アンケートは10月1日号の広報まつだに挟み込んだほか、町公式サイト上から回答を募り、10月1日から11月6日までの期間で全62件もの回答をいただきました。今月号では、皆さまからいただいたアンケートの結果概要を報告いたします。

☎ 政策推進課 経営戦略係 ☎(83)1222

幅広い世代の方から ご意見・ご提案を いただきました!

今回のアンケートでは、『新たな生活様式』を踏まえ、郵送と町公式サイト上のアンケートフォームにて回答を受け付けました。

その結果、幅広い世代の方から感染や健康への不安、日々の暮らしへの不安や町が行う施策へのご意見・ご提案をいただきました。

いただいたご意見・ご提案は、今後の町の施策に活かしてまいります。

【問1】あなたの年代を教えてください。

10代	20～30代	40～50代	60代	70代	80代～	合計
1	12	14	12	17	6	62

【問2】あなたの性別を教えてください。

男	女	合計
30	32	62

【問3】現在生活をともにしているご家族の構成を教えてください。

ひとり暮らし(単身)	夫婦のみ世帯、又はパートナーとの共同生活	親と子からなる世帯	親と子と祖父母からなる世帯	その他の世帯
5	20	27	6	4

【問4】新型コロナウイルス感染症の影響などにより、現在困っていること、心配なことを教えてください (複数回答可)

▼意見の多かったもの(自由記載)

- 感染への不安
- 運動不足による健康不安
- 感染予防対策や正しい対処方法について
- 収入減や家計費増による生活不安
- 子育て環境について

現在困っていること、心配なこと



【問5】新型コロナウイルス感染症に関する町の対策・取組について、町に充実してほしい・実施してほしいことなど あなたのご意見をお聞かせください

▼意見の多かったもの(自由記載)

- 生活への支援
- 感染症に関する情報発信の充実
- 適切な情報管理
- 子育て環境への支援
- 健康維持に対する支援

感染情報を速やかに！
(感染者が特定出来ない様に)

最近地域でも力を入れている「未病」の部分に注目し、体の中から強くしていく「食事、運動、イイ睡眠」を重視していくのはどうでしょうか。

町への希望は全世帯を見て欲しい。子育て世帯、シニア世帯だけで無くすべての世帯を見て下さい。とても苦しい生活をしています。

子育て世帯にもう一度給付金もらえると嬉しいです。感染症対策にもお金がかかるので毎月アルコールやマスクを購入となると高くつきます。特に子供はすぐ汚すので大変です。

きちんと対策をして、以前の様な形態(催しなど)に戻して欲しい。

西平畑公園において、野外コンサートや野外カフェなどを開催してみたい。

当日は、17人の方に参加いただき、「新型コロナウイルス感染症対策本部の役割」や「デジタル化への対応」「自治会役員等の担い手不足」などについて、意見が交わされました。
また、懇話会の最後には、町の人口や財政状況について、また、国の交付金などを活用し実施している感染症総合対策事業について説明をし、参加いただいた皆さまと情報共有を行いました。

感染症拡大防止対策を徹底 『町政懇話会』も開催しました!



東部清掃組合焼却施設の 破砕機の破損について

皆さまのご家庭などから出される燃やすごみを処理する大井美化センターでは、年に2回の定期点検を行っております。令和2年8月～9月に行った点検では、燃やすごみに紛れ込んだ金属塊が原因と思われる破砕機の破損が発見されました。今回の破損部分の修理に当たっては多額の費用と時間がかかり、焼却作業を停止しなければなりません。また、修理費は町民皆さまの税金から支出をして修理をしなくてはなりません。

ごみ処理を円滑に継続するため、町民の皆さまには今一度ごみの分別を徹底していただき、「燃やすごみ」の中には金属類や30cmを超えるものを入れないようにお願いします。



問 環境上下水道課 環境係 ☎(83)1227

年末年始のゴミの直接搬入受け入れについて

受け入れ最終日 12月28日(月)

※1月4日(月)から通常どおり受け入れます

※1月4日(月)の直接搬入の予約は、12月28日(月)まで



▶直接搬入の予約

前日までにご予約ください。搬入希望日が混雑している場合は、搬入日の変更をお願いすることがあります。

▶12月・1月の土曜日直接搬入日

12月：5日(土)、19日(土) 1月：16日(土)

問 足柄東部清掃組合 ☎(83)1554

観光ボランティアの仲間になりませんか?

町では、町内で開催されるイベントにおいて、観光情報や町の歴史・文化の案内、ウォーキング会の開催、清掃活動など様々な形で観光振興を盛り上げている観光ボランティアを募集しています。

町の一大イベントである「まつだ桜まつり」での活動は、先輩ボランティアさんが約10年間お客さんに町の魅力を伝えてきた歴史があります。松田町の自然や歴史などに興味がある方、観光知識などが豊富な方はぜひ、町を盛り上げる観光ボランティアの仲間になりませんか。 ※詳細は町公式サイトをご覧ください。随時申し込みを受け付けております

問 観光経済課 観光推進係

☎(83)1228



日 12月5日(土) 10時～12時
Nゲージ・電車運転

鉄道模型運転

開 10時～15時
休 毎週月・火・水・木曜日
※土日の行事は前日まで
に電話かFAXでお申し
込みください
問 ☎(82)9869
FAX(20)4693

子どもの館

開 9時～16時
休 毎週月・火曜日
問 観光経済課 公園係
☎(83)1228
※悪天候などで休園にな
ることがありますのでご
了承ください

西平畑公園

各施設の
イベント

新型コロナウイルスの
影響でイベントの中止や
施設が休館となる可能性
があります。町公式サイト
を確認いただくか、各施
設へお問い合わせください。

情報コーナー

日 12月5日(土)
9時30分～11時30分

ミニ探検「ミカン染め」 「ミカンの皮を使って」

開 10時～15時
休 毎週月・火・水・木曜日
問 ☎(82)7345
FAX(20)4794

自然館

日 12月12日(土)
13時30分～14時30分
定 20人
内 「道祖神太鼓」

和太鼓教室(大人の部)

日 12月12日(土)
10時～12時
定 20人
内 「元氣太鼓」「道祖神太鼓」

和太鼓教室(子どもの部)

定 20人
内 紙芝居「大きな大根」
太鼓たたいて歳忘れ
「元氣太鼓」

日 12月6日(日)
11時～11時30分

「たぐらが劇場」 「もうすぐ冬至」

講 吉田輝夫さん・森本正さん
20人

持 対象 12人
対 小学1年生以上
定 あればトンカチ



① ヤマネの話
・「ヤマネ」について知ろう
② ヤマネと遊ぼう
・ヤマネの家を作りますよう
・いのちの森絵本発表会
③ 森の恵みをいただきよう
・木の实のお菓子を味わおう

日 12月12日(土)
9時30分～12時
内 ① ヤマネの話
・「ヤマネ」について知ろう

ミニ探検「自然館感謝祭」 「ヤマネと森の恵みに感謝しよう」



定 10人
持 エプロンなど
・あれば少し乾かしたミカンの皮
・ハンカチ大の布(木綿や絹)
※布は自然館でも用意します

町民文化センター

開 9時〜21時
日・祝は9時〜17時
12月26日(土)は17時まで
休 12月27日(日)〜令和3年1月5日(火)、毎週月曜日
※ご利用の際は検温・マスク着用をお願いします

ジュニアリーダーズスクール

日 12月5日(土)

寺子屋まつだ

日 12月12日(土)、19日(土)



ぬまっち先生の講演会

日 12月20日(日)
15時〜16時30分

内 ぬまっちのクラスが世界一の理由
対 どなたでも参加可能

図書館の催し物

開 9時30分〜17時
12月26日(土)は17時まで
休 12月27日(日)〜令和3年1月5日(火)、毎週月曜日

問 町図書館

☎(83)7024

※ご利用の際は検温・マスク着用をお願いします

家族みんなで読書を楽しもう
毎月第1日曜日は家読の日
11月13日(金)より、電子図書館が始まりました。



電子図書館の利用は、来館していただきIDの登録をしてください。

おはなし会

日 12月25日(金)
14時〜14時30分
内 絵本の読み聞かせ

イベント・講座

母子父子ひとり親家庭「年末お楽しみ夕御飯」

受付先着100食を用意します。当日はフードドライブの食品の提供も行います。

受け渡し日時

12月27日(日)
16時30分〜18時

受け渡し場所

町社会福祉協議会
(健康福祉センター1階)
申 12月14日(月)までに町社会福祉協議会まで
☎(82)0294

令和3年度学童保育「入室説明会」

4月から新たに学童保育室への入室を希望される方を対象に説明会を開催します。

日 令和3年1月7日(木)
19時〜

場

役場1階 1AB会議室

対 就労などで昼間留守家庭の保護者の方

申 12月21日(月)〜25日(金)
8時30分〜17時15分の間に子育て健康課へ
☎(84)5544

※学童保育入室の申込書の配付は、令和3年1月8日(金)から
申込書の提出は、令和3年2月5日(金)まで
※土・日、祝日を除く



歴史講座 町の歴史を学ぼう

文化財保護委員が町の歴史について、その背景も含めて詳しく解説します。

日 令和3年1月23日(土)
10時〜11時30分

場 町民文化センター1階 展示ホール

内 古地図から見る町の変遷

講 文化財保護委員 遠藤孝徳さん

申 令和3年1月20日(水)
までに教育課へ
☎(83)7021

スポーツイベント

令和2年度神奈川県障害者スポーツ大会

水泳競技会(身体・知的障害者)
令和3年3月7日(日)
さがみはらグリーンプール

対 県内(横浜市、川崎市を除く)に居住し、身体障害者手帳または療育手帳を所持する13歳以上(令和2年4月1日現在)の方。ただし、次に該当する方は参加できません。

- ①心臓、腎臓または呼吸器などの内部障害がある方
②運動系統に炎症のある方、関節軟骨に損傷のある方や、障害部位に痛みのある方
③その他、医師に運動(競技会)に参加することを禁止されている方

申 12月11日(金)までに福祉課まで電話またはFAXで申し込みください。
☎(83)1226
FAX(44)4685

相談

障がいのある方のための相談室

日 令和3年1月15日(金)

14時〜16時
役場4階 4B会議室
相談員 「相談支援センターりあん」の専門相談員

対 身体、知的、精神に障がいのある方(児童を含む)
(対象者のご家族などからの相談もお受けします)
無料(予約不要です)
福祉課 ☎(83)1226

無料法律相談

日 令和3年1月14日(木)
9時15分〜11時45分
役場3階 会議室
牧浦義孝弁護士
申 12月24日(木)〜令和3年1月13日(水)
8時30分〜17時15分
※土・日、祝日を除く
総務課 ☎(83)1221

保健

健脚でいられるためのエクササイズ

誰でもどこでも取り組める体操を紹介しますので、ぜひご参加ください!

日 12月11日(金)
10時〜11時30分

場 宇津茂地域集会施設

講 かながわ健康財団 高垣茂子さん(健康運動指導士)

持 タオル、飲み物
申 健康福祉センター

☎(84)1195
子育て健康課
☎(84)5544

「献血」にご協力ください
あなたの献血が多くの生命を救います

日 12月21日(月)
9時30分〜11時30分

場 町民文化センター駐車場
協力 松田ライオンズクラブ
問 子育て健康課
☎(84)5544

12月の水道修理当番

水漏れを発見したら、お電話ください。

Table with 3 columns: 当番日, 会社名, 電話番号. Rows include dates like 1~6日, 22, 26, 30日 and companies like 松田設備工業.

※湯の沢地区で水道修理が必要な場合は、秦野市上下水道局 ☎0463(83)2113へご連絡ください

納税

固定資産税(3期)

12月25日(金)
税務課 ☎(83)1224

国民健康保険税(8期)・ 後期高齢者医療保険料(6期)

12月28日(月)
町民課 ☎(83)1225

※税金などのお支払いは便利な口座振替をご利用ください。また、コンビニエンスストアでも納付できます



制度・補助金・ 町からのお祝い

合併処理浄化槽に 転換しませんか?

交付対象者

公共下水道事業計画区域以外に設置された単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換される方

助成対象

単独処理浄化槽の撤去費用の一部と合併処理浄化槽の設置に係る費用の一部

勤労者住宅資金利子補助金

自己住居の新築・購入・増改築をし、次の条件を満たす方に対し、住宅資金の利子の一部を補助します。

- ①町内に在住し、かつ事業所に勤務している方
- ②対象金融機関から自己の居住用の住宅について新築・増改築・購入に係る資金の融資を受けた方

対象金融機関 中央労働金庫、さがみ信用金庫、横浜銀行、スルガ銀行、かながわ西湘農協

補助額 当初借入金(50万円以上3000万円まで)の0.2%(100円未満切り捨て)

補助期間 当初借入金の利息の支払いを始めた月から起算して36か月以内

提出書類 申請用紙、住民票(3か月以内のもの)および登記簿謄本の写し、1年間実際に利子を支払ったことがわかる金融機関発行の書類、工事請負契約書・建物売買契約書(新規申請者のみ)など

令和3年1月4日(月)から1月29日(金)の期間内(平日のみ)に観光経済課へ提出 ☎(83)1228

※総工事費(諸経費除く)に対して約7割から8割の交付率となります(上限が決まっています)

申込方法

必要書類を設置工事開始前に環境上下水道課窓口へ提出してください。

※詳細は町公式サイトでご確認ください

環境上下水道課 ☎(83)1227

ブロック塀の撤去費および 生垣の設置についての補助

塀などの撤去費と、それに代わる生垣の設置について、次の補助を行っています。

【危険ブロック塀等撤去費補助制度】

- ①ひび割れや傾きが生じているブロック塀などの撤去
- ②公道に面していること
- ③高さが1m以上あるもの

補助金額 撤去工事費の2分の1(上限20万円)

【生垣設置奨励補助制度】

- ①高さがほぼ均一(60cm以上)で列状に植えるもの
- ②1m以内に2本以上植え、総延長5m以上のもの
- ③公道に面していること

補助金額

生垣設置に要した費用の実費(上限5万円)

今年度の申請は令和3年

1月29日(金)までにまちづくり課へ ☎(84)1332

「耐震診断」と 「耐震改修工事」の補助

地震に強いまちをつくるために、木造住宅の耐震診断と、耐震改修工事に要する経費への補助を行っています。

【耐震診断】

- ①町民自ら所有し、居住する木造住宅
- ※プレハブ工法や枠組み壁工法は除く
- ②昭和56年5月31日以前に建築確認通知書を受けた一戸建て住宅、二世帯住宅または店舗併用住宅
- ※昭和56年6月1日以降に増築または改築しているものは除く
- ③2階建て以下の住宅

補助金額 耐震診断に要した経費の3分の2(上限7万円)

【耐震改修工事】

- ①耐震診断の結果、総合評点1.0未満であるもの
- ②耐震診断の補助対象の要件①②③を満たす住宅

補助金額 耐震改修工事に要した経費の2分の1(上限50万円)

今年度の申請は令和3年1月29日(金)までにまちづくり課へ ☎(84)1332



令和2年度狩猟免許試験

神奈川県では、狩猟免許試験を実施しています。詳しくは県公式サイトをご覧ください。

- ① 県内在住の方で新規に狩猟免許を取得される方
- ② 第4回(わな猟・第一種猟銃) 令和3年2月19日(金)
- ③ 午前9時35分～午後5時
- ④ 小田原合同庁舎(小田原市荻窪350-1)
- ⑤ 事前申請受付期間:12月24日(木)～令和3年1月8日(金)の期間内に必要書類を提出してください
- ⑥ 県西地域県政総合センター 環境部環境調整課 ☎(32)8000

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年度より定員枠が減少しています
※第3回は横浜市で令和3年1月24日(日)に開催されます

成人式のご案内

令和3年1月10日(日) 受付9時30分 開式10時

町民文化センター 大ホール

平成12年4月2日～平成13年4月1日の間に生まれた方

※11月20日(金)時点で住民登録をされている方に案内状をお送りします
なお、町外在住で参加されたい方は、12月18日(金)までにご連絡ください。

今年度は式典のみの開催となります。

注意

・本人以外の入場は、ご家族1人のみとなります。

民法改正施行後の「成人式」 について

民法改正により成人年齢が「18歳」に引き下げとなりますが、松田町では引き続き「20歳」の年度で実施させていただきます(実施名称については検討中です)。

教育課 ☎(83)7021



知っていますか？
償却資産は
申告が必要です

固定資産税は土地や家屋だけでなく、償却資産に対しても課税されています。償却資産とは、土地・家屋以外の事業のために使用する資産で、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものがあります。償却資産は法律により、所有者による毎年の申告が義務付けられていますので、令和3年1月1日時点で町内に償却資産を所有されている方は、個人・法人に関わらず、確定申告とは別に申告書を町税務課に提出してください。

申告書の送付日

- ①前年に申告された方
12月上旬までに発送予定です。

②初めて申告される方

税務課窓口に来庁いただくか、ご連絡をいただければ郵送いたします。※前年中に資産の増減がない場合でも、必ず申告が必要ですよ

申告書の提出期限

令和3年2月1日(月)

業種	課税対象となる主な償却資産の例
共通	駐車場設備、パソコン、エアコン、レジスター、応接セット、内装、看板
飲食店	接客用家具、厨房機器、冷凍庫、冷蔵庫、自動食器洗浄機など
理容・美容業	理容・美容いす、洗面設備、サインポール、パーマ機、消毒機器
医(歯科)業	医療機器など
不動産貸付業	屋外電気設備、ブロック塀、フェンス、駐輪場、ごみ置き場など
工場	溶接機、プレス機、金型、切削工具、ボール盤など
農業	ビニールハウス、農耕用車両(小型特殊自動車を除く)、農業用器具など
売電業	太陽光発電設備、フェンスなど

燃やすごみ用指定ごみ袋の配布について

新型コロナウイルス感染症の影響により家庭ごみの排出量が増加傾向にある中、年末に向け大掃除などにより更なる家庭ごみの増加が見込まれることから、町民の皆さまの負担を軽減するため、町内の全世帯へ燃やすごみ用指定ごみ袋を順次配布しています。

燃やすごみ用指定ごみ袋(45L厚手タイプ×20枚入り)
1人世帯 1パック
2人以上世帯 2パック
環境上下水道課
☎(83)1227

12月定例会のお知らせ

令和2年12月議会の傍聴席は新型コロナウイルス感染症予防のため、10席分となります。傍聴および会期などは事前にお問い合わせください。

12月2日(水) 9時〜
役場4階 議場
☎(84)1335



くるまつくん 年末年始休業
今年もご愛顧いただき
ありがとうございました!

移動販売車「くるまつくん」は、12月29日(火)から令和3年1月6日(水)まで休業します。また来年もよろしくお願いたします。

観光経済課
☎(83)1228

家屋を取り壊したときは「家屋滅失届出」を提出してください

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。令和2年度の間にか屋を取り壊した方は、税務課資産税係まで「家屋滅失届」を提出してください。届け出がないと、課税されることがありますので、ご注意ください。なお、法務局で滅失登記の手続きが済んでいる方は、届出の必要はありません。提出期限
令和3年2月1日(月)
※届け出の書類は税務課または町公式サイトでダウンロードできます

税務課
☎(83)1224



未登記の家屋の所有者を変更したときは「家屋所有者名義変更届」を提出ください

相続、売買、贈与などで未登記家屋(倉庫・蔵などを含む)の所有者が変わった場合は、法務局で表示登記をするか、「家屋所有者名義変更届」を税務課資産税係へ提出してください。未登記家屋は「家屋所有者名義変更届」の提出がないと所有者の変更ができませんので、必ずご提出ください。必要書類
①家屋所有者名義変更届
※税務課または町公式サイトでダウンロードできます
②遺産分割協議書
※相続の場合
③売買契約書
※売買の場合
④贈与契約書
※贈与の場合
税務課 ☎(83)1224

●戸籍の窓

※掲載承諾者のお名前を掲載(敬称略)

10月16日から11月15日まで受け付けた方

お誕生おめでとう

赤ちゃん	保護者	地区
井上 結乃	雄介	仲町屋
志賀 大晟	正啓	町屋
村上 千紘	拓也	谷戸
乾 幸太郎	哲朗	谷津
室岡 知汰	拓弥	中里

お悔やみ申し上げます

氏名	年齢	地区
澁谷 昇	84歳	谷戸
小川アイ子	87歳	城山
片岡 敬造	82歳	神山
中村 廣志	83歳	店屋場
市之瀬次郎	91歳	沢尻
中嶋 健一	70歳	神山

(ほか10人)

広告

ロコモ予防の為に スロートレーニング教室
日時: 毎月第2・第4水曜日 9:30~10:30
場所: 松田町町民文化センター 練習室2
定員: 10名(コロナにより現在8名) 講師: 健康運動指導士 金盛 智也 氏
参加費: 1,200円(初回体験料金500円) 回数券割引制度あり
対象: 60代~ 足腰の筋力アップや腰痛・膝痛予防の為に運動したい方
参加お申込みは...お電話で「スロートレーニング参加希望」とお伝えください。
☎0465-20-7445

祝 叙勲 おめでとうございます

社会への功労者に国が勲章を授与する「秋の叙勲」が発表され、町内から2人の方が受章されました。



旭日双光章
きっかわ まさし
橘川真佐志さん
(中丸自治会)
神奈川陸上競技会長



瑞宝双光章
よしだ やすお
吉田保夫さん
(城山自治会)
前町教育長

協賛企業賞

松田町長賞



松田小学校6年
かぎわだ かりな
鍵和田香里奈さん



松田小学校6年
おおかわ かすみ
大川夏純さん



松田小学校3年
のざわ かなた
野澤叶向さん



問 青色申告会事務局 ☎(24)2613

第39回 小学生の税の書道展
小田原青色申告会による「税を考える週間」の事業として、県西地区の小学生を対象に行われた「第39回 小学生の税の書道展」の受賞作品が決定しました。町からは3人の児童が特選賞を受賞しました。



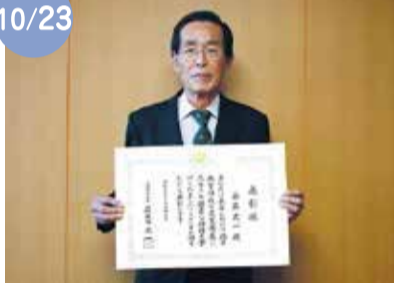
カメラレポート

10/14



宮前自治会在住の小嶋利和さんの所属サッカーチーム「Azul 神奈川FC」がJFA 全日本0-50 サッカー大会神奈川県予選会に優勝し、関東大会に出場しました。

10/23



前町教育委員である安藤文一さん(萱沼自治会)が、教育行政において、その功労が顕著であったとして文部科学大臣から地方教育行政功労者表彰を受けました。

10/24



町文化祭は、今年度は1日のみの開催となりましたが、感染症対策を行ったうえで、皆さまのご協力により実施することができました。各種展示や舞台発表などさまざまな団体の日ごろの成果を発表する機会となりました。

10/31



松田小学校の運動会が松田中学校のグラウンドにて行われ、例年とは違う会場ですが、子ども達は元気に演技を行いました。

11/2,3



小学生のジュニアリーダースクールの事業で文化センターでのお泊まり会を実施しました。子ども達を書いた新聞が文化センターに掲示してあります。

11/3



11月3日は松田地区、11月8日は寄地区にて「2020まつだハンター塾」を開催しました。参加者(松田30人/寄46人)は猟友会や県支援センター職員から教わりながら、わな猟体験やジビエBBQを通して、狩猟やジビエに関する理解を深めました。また、寄では解体を行い、多くの参加者が初めての体験に興味津々でした。

11/8



11/6



酒処さかわのご利用者さまより、社会福祉などに役立てて欲しいとして、町へ寄附金をいただきました。

11/7



松田中学校の男子チームが足柄上・南中学校駅伝競走大会で3位入賞し、16年ぶりに県中学校駅伝大会に出場しました。県大会では52位と健闘しました。

11/14



文化財保護委員の草門隆さんをガイド役に「矢倉沢往還」の下茶屋から町屋までをウォークしました。神山の供養塚や町屋の山王社などの見学をしました。

11/18



町と明治安田生命保険相互会社が、健康増進や町民サービスの向上など地域を元気にする活動を展開することを目的に連携協定書を締結しました。